



# 鳥取県公報

令和4年11月1日（火）  
第9445号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可（539）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業者の指定（540）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（541）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（542）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

# 告 示

**鳥取県告示第539号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、溝口町土地改良区の定款の変更を令和4年10月24日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第540号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	デイサービスひまわり	倉吉市東昭和町165	令和4年11月1日	通所介護

**鳥取県告示第541号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町158	令和4年9月30日	令和4年10月31日	居宅療養管理指導
〃	デイケアひまわり	倉吉市東昭和町165	〃	〃	通所リハビリテーション

**鳥取県告示第542号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和4年11月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人至誠会	藤井たけちか内科	倉吉市東昭和町158	令和4年9月30日	令和4年10月31日	介護予防居宅療養管理指導
〃	デイケアひまわり	倉吉市東昭和町165	〃	〃	介護予防通所リハビリテーション

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 新運転者管理システム移行関係業務 一式   |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約  |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和4年10月11日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 日本電気株式会社山陰支店<br>米子市東町171  |
| 5 契 約 金 額          | 104,350,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 他の特定役務をもって代替させることができない特定役務の調達をするものであり、当該調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271  |